第１号様式（第４条関係）

年度大分県宿泊施設受入環境整備緊急支援事業費補助金交付申請書

第　　　　　号

年　　月　　日

大分県知事　　　　　殿

所在地

商号又は名称

代表者職・氏名

担当者氏名

連絡先

年度において、下記のとおり　　年度大分県宿泊施設受入環境整備緊急支援事業を実施したいので、補助金　　　　　　円を交付されるよう、大分県宿泊施設受入環境整備緊急支援事業費補助金交付要綱第４条第１項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

１　事業の目的

２　事業完了予定年月日　　　年　　月　　日

３　添付書類

（１）事業計画書（第２号様式）

（２）収支予算書（第３号様式）

（３）誓約書（第４号様式）

（４）積算の根拠が確認できる資料（実施済のものは領収書又は請求書の写し、今後実施する

ものは見積書の写し）

（５）旅館業の営業許可を受けていることを証する指令文書の写し

（６）その他知事が必要と認める書類

第４号様式（第４条関係）

誓　　約　　書

私（当社）は、下記の事項について誓約し、この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことで不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

なお、県が必要な場合には、大分県警察本部に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私（当社）が、大分県と行う他の契約における確認に利用することに同意します。

記

１　自己又は自己の役員等は、次の各号のいずれにも該当しません。

（１）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）

第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

（２）暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

（３）暴力団員が役員となっている事業者

（４）暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者

（５）暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者

（６）暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者

（７）暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者

（８）暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

２　１の（１）から（８）までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団

体又は個人ではありません。

３　実施計画書に記載した実施済の取組に対しては、国等からの補助を受けていません。

年　　月　　日

大分県知事　　　殿

〔法人、団体にあっては事務所所在地〕

住　　所

（ふりがな）

氏　　名

生年月日（明治・大正・昭和・平成）　　年　　月　　日（男・女）

※ 県では、大分県暴力団排除条例に基づき、行政事務全般から暴力団を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。

第５号様式（第５条関係）

年度大分県宿泊施設受入環境整備緊急支援事業変更承認申請書

第　　　　　号

年　　月　　日

大分県知事　　　　　殿

所在地

商号又は名称

代表者職・氏名

担当者氏名

連絡先

年　　月　　日付け　　第　　　号で交付決定通知のあった　　年度大分県宿泊施設受入環境整備緊急支援事業について、下記のとおり変更したいので承認されるよう、大分県宿泊施設受入環境整備緊急支援事業費補助金交付要綱第５条第１項第１号の規定により申請します。

記

１　変更の理由

（備考）

　　以下、第１号様式の記の２以下に準じて作成するものとし、変更前と変更後が比較対照できるよう、変更部分を二段書きにし、変更前をかっこ書きで上段に記載すること。

第６号様式（第５条関係）

年度大分県宿泊施設受入環境整備緊急支援事業中止（廃止）承認申請書

第　　　　　号

年　　月　　日

大分県知事　　　　　殿

所在地

商号又は名称

代表者職・氏名

担当者氏名

連絡先

年　　月　　日付け　　第　　　号で交付決定通知のあった　　年度大分県宿泊施設受入環境整備緊急支援事業について、下記のとおり中止（廃止）したいので承認されるよう、大分県宿泊施設受入環境整備緊急支援事業費補助金交付要綱第５条第１項第２号の規定により申請します。

記

１　中止（廃止）の理由

２　中止の期間（又は廃止の期日）

３　中止（廃止）後の措置

第７号様式（第６条関係）

（公印省略）

年度大分県宿泊施設受入環境整備緊急支援事業費補助金交付決定通知書

第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　殿

大分県知事

年　　月　　日付け　　第　　　号で交付申請のあった　　年度大分県宿泊施設受入環境整備緊急支援事業費補助金については、下記のとおり交付することに決定したので、大分県宿泊施設受入環境整備緊急支援事業費補助金交付要綱第６条の規定により通知します。

記

１　補助対象経費　　金　　　　　　　　　円

２　補助金の交付決定額　　金　　　　　　　　　円

３　補助条件

（１）補助事業の内容又は経費の配分の変更（知事が定める軽微な変更を除く。）をする場合は、補助事業変更承認申請書（第５号様式）を知事に提出し、その承認を受けること。

（２）補助事業を中止し、又は廃止する場合は、事業中止（廃止）承認申請書（第６号様式）を

知事に提出し、その承認を受けること。

（３）補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場　　　合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。

（４）この補助金に係る収入及び支出を明らかにした預金通帳、金銭（預金）出納簿等の帳簿及び契約書、領収書等の証拠書類は、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して５年間整備保管すること。

（５）暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同法第２条第２号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であってはならないこと。

（６）この補助事業によって取得し、又は効用の増加した財産（以下「財産」という。）は、知事の承認を受けないで、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保の用に供してはならないこと。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間（ただし、大蔵省令に定めのない財産については、補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定めた件（平成22年国土交通省告示第505号。以下「財産処分告示」という。）に定められている処分制限期間）を経過している場合はこの限りではないこと。

（７）財産は、財産管理台帳及びその他関係書類を整備保管し、当該補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従って、その効率的な運用を図ること。

（８）財産のうち、一件当たりの取得価格が50万円以上のものを処分しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けること。ただし、大蔵省令に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間（財産処分告示に定められている処分制限期間）を経過している場合はこの限りではないこと。

（９）知事の承認を受けて財産を処分したことにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。

（10）その他、大分県補助金等交付規則（以下「規則」という。）、訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金交付要綱、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金制度要綱、大分県宿泊施設受入環境整備緊急支援事業実施要領及び大分県宿泊施設受入環境整備緊急支援事業費補助金交付要綱の定めに従うこと。

（11）規則第５条第１項第１号の規定による知事の定める軽微な変更の範囲は、補助金の額に変更を及ぼさない変更で、次のとおりとする。

イ　補助金の交付目的に反しない事業内容の変更（事業量の20パーセント以内の減少、場所・構造・規模・工法・機械種類・研修科目の変更以外の変更等）

ロ　補助対象経費の20パーセント以内の増減（又は補助対象経費の費目間における流用で、いずれか少ない額の20パーセント以内の増減）

（備考）

　　要綱第５条第１項第１号の規定による補助事業変更承認申請書（第５号様式）に基づき変更交付決定をする場合は、この様式中「交付決定通知書」を「変更交付決定通知書」に、「交付申請」を「変更承認申請」に、「交付」を「変更交付」にそれぞれ読み替えるものとし、記の１及び２については、変更前をかっこ書きで上段に記載すること。

第８号様式（第10条関係）

年度大分県宿泊施設受入環境整備緊急支援事業費補助金交付請求書

第　　　　　号

年　　月　　日

大分県知事　　　　　殿

所在地

商号又は名称

代表者職・氏名

担当者氏名

連絡先

年　　月　　日付け　　第　　　号で交付決定通知のあった　　年度大分県宿泊施設受入環境整備緊急支援事業費補助金　　　　　　　円を精算払（概算払）の方法により交付されるよう、大分県宿泊施設受入環境整備緊急支援事業費補助金交付要綱第10条の規定により請求します。

記

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 補助金交付  決　定　額 | 既受領額 | 今回請求額 | 残額 | 事業完了予定  (完了)年月日 | 備　考 |
| 円 | 円 | 円 | 円 |  |  |

〈振込先〉

　金融機関名：

　本・支店名：

　預金の種別：

　口座番号：

預金の名義：

（フリガナ）

第９号様式（第11条関係）

年度大分県宿泊施設受入環境整備緊急支援事業実績報告書

第　　　　　号

年　　月　　日

大分県知事　　　　　殿

所在地

商号又は名称

代表者職・氏名

担当者氏名

連絡先

年　　月　　日付け　　第　　　号で交付決定通知のあった　　年度大分県宿泊施設受入環境整備緊急支援事業について、下記のとおり実施したので、大分県宿泊施設受入環境整備緊急支援事業費補助金交付要綱第11条の規定により、その実績を関係書類を添えて報告します。

記

１　事業の効果

２　事業完了年月日　　　　　年　　　月　　　日

３　添付書類

（１）事業実績書（第10号様式）

（２）収支精算書（第11号様式）

（３）見積書又は契約書の写し（補助金交付申請書に添付済のものを除く。）

（４）領収書又は請求書の写し（補助金交付申請書に添付済のものを除く。）

（５）取得財産管理台帳（第12号様式）の写し

（６）その他知事が必要と認める書類

第13号様式（第12条関係）

（公印省略）

年度大分県宿泊施設受入環境整備緊急支援事業費補助金の額の確定通知書

第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　殿

大分県知事

年　　月　　日付け　　第　　　号で提出のあった　　年度大分県宿泊施設受入環境整備緊急支援事業実績報告書に基づき、　年　月　日付け　　第　　　号による交付決定通知に係る補助金の額　　　　　　円については、金　　　　　　円に確定したので、大分県宿泊施設受入環境整備緊急支援事業費補助金交付要綱第12条の規定により通知します。